

かしながら審査会は、橋本さんのような異なる種類の給付の場合も、考え方は同じであるとした。

橋本さんは、「これはお年玉のようなものですね。みなさんのおかげです」と喜ぶ。損害賠償裁判でお世話になった影山弁護士からも「完全勝利ですね」とお褒

めの言葉をいただく。それにしても、なぜこんな当たり前のことが4年もかかるのか。全てのきっかけを作った労働基準監督署や審査官はもとより、労働保険審査会も大いに反省してもらいたいところである。



(関西労働者センター)

42歳でびまん性胸膜肥厚

滋賀●工務店勤務等で石綿曝露

滋賀県在住のKさんは、1998年春に職場健診で胸部に異常を指摘され、呼吸器科に受診したが原因がわからなかった。翌年の夏には、少し歩いて息切れするほどになり再受診、肺がん、中皮腫が疑われたが、組織検査の結果、両側の胸膜に肥厚が広がっていることがわかった。石綿との接点を何度も質問されたが、本人と医師の知識不足もあり、わからずじまだった。

9月に右側の胸膜肥厚部の切除手術を受けたが、厚さ1センチ程度の白色繊維状でセメントのように堅いものが胸膜全体を覆い、横隔膜まで広がっていたということであった。2000年1月から在宅酸素療法をはじめたが、年々病状が悪化した。

昨年、中皮腫・アスベスト疾患患者と家族の会に相談されたことをきっかけに安全センターで労災申請の支援をすることになった。地元の家族の会メンバーを

中心としたサポートは、Kさんの妻とKさんの力強い味方になった。

職歴を聞いたところ、79年(23歳)から83年にかけて豊中市の工務店に勤務し、伊丹空港周辺の住宅防音工事のため、現場管理でほとんど現場にいたことがわかった。

1987年から1995年までは住宅新築工事で現場管理をしてお

り、同様に一日中現場で仕事に従事していた。幼少期に2年程度豊中市のバッキン工場の周辺に在住していたために周辺曝露も疑われたが、職業曝露があまりに明白だった。

こうした建築現場における直接間接の石綿曝露による「びまん性胸膜肥厚」であると判断されたため、5月上旬に労災請求した。しかし、すでに療養開始から8年が経過し、労災請求時効の2年を大きく超過していたため、多くの部分が時効とされてしまったこと、9月には労災認定されたが、その間Kさんの容体が急激に悪化し、ついに還らぬ人となったことは誠に無念であった。行政の怠慢、医療現場の無理解が生んだ悲劇としかいいようがない。

残されたKさんの妻は、悲しみの中で、家族の会の仲間を支えに人生を前向きに生きていこうとしている。



(関西労働者センター)

解剖資料発見で逆転認定

兵庫●26年前に石綿肺がんで死亡

約40年間、川崎重工でラッキング工として働き、26年前に肺がんで亡くなったDさんの息子さんから相談を受けたのは2006年7月のことだった。

毎日仕事場から真っ白になって帰ってきては、「かゆい」と言い

ながら近くの風呂屋に行っていたこと、お父さんの下で働いていた下請けの方が10数年前に、石綿による労災認定を受けていることから、時効救済の新法の成立に合わせ、4月に神戸東労働基準監督署に申請を行ったの

だった。

神戸東監督署は、Dさんが入院されていたK病院に問い合わせを行ったが、26年前のことであり、「カルテやレントゲンなどの医学的資料が残っていない」とのことで、わずか2か月の調査を終え、「医学的資料が不足していることから、認定基準に該当するか確認できない」として、6月末に不支給と判断した。

息子さんからの聞き取りを行うと、Dさんが亡くなられた際に、K病院の主治医から、「珍しい病気なので解剖したい」の申し入れがあり、解剖が行われたとのことだった。しかし、死亡診断書には解剖に関する記述は全くなかった。そこで息子さんは、監督署に提出した死亡診断書に「解剖を行った」との書き込みを行い、申請していた。

神戸市内の場合、解剖を行う病院は限られており、大学病院で行うか大学病院の医師がその病院まで出向いて行うこととなっているようだ。K病院は解剖を行う病院ではないので、Dさんの解剖は大学病院の医師がK病院まで出向き行ったということが考えられた。そして解剖を行っていたのであればカルテが存在するはず。そこで、Dさんの息子さんに審査請求の手続きを行うことと、大学病院でのカルテの開示を要請した。

26年も前のことなので資料が残っているか大変不安だったが、大学病院からは解剖の際のカルテが出てきた。そして組織も残っていることが判明し、審査

会を通じて組織の検査を行ったところ、「認定基準値以上の石綿繊維が見つかった」との連絡が入った。

その後、審査官からDさんの息子さんに対して、「審査請求を取り下げてもらえれば、監督署に差し戻すことになり、その方が手続きが早くなる」との連絡が入った。そして、息子さんが審査請求を取り下げたことで、神戸東監督署が判断を覆し、10月19日に認定の決定を行った。これでは、神戸東監督署が6月末に不支給

と決定したこと、審査請求で認定が決定されるはずであったこと消えてしまうことになる。認定は嬉しいことだが、監督署の調査にスッキリしない点も残った。

今回のように資料が見つかるのは極めてまれなケース。息子さんは、「労災で時効を迎えた被害者を救済するための新法なのに、医学的資料がないという理由で、一律に不支給とするのはおかしい」と、認定基準



(ひょうご労働安全衛生センター)

ゴム工場のタルクに石綿 兵庫●知らされていない危険性

関西労働者安全センターから、神戸・長田のゴム製造会社で働き胸膜中皮腫で亡くなられたOさんの遺族を紹介されたのは、クボタショック直後の2005年7月のことだった。

Oさんは、三ツ星ベルトで約30年間働き(下請会社の従業員として三ツ星で働いていた期間を含む)、同年3月に胸膜中皮腫で亡くなられた。医師から「この病気は労災になる」との説明を受けた遺族が、関西センターに相談されたのだった。関西センターから連絡を受けた際に、片岡さんから「ゴム製造の過程においてタルクが使用されている」、「タルクにはアスベストが含まれている」とのアドバイスももらった。

タルクは、「滑石」と呼ばれる白色の鉱物を砕いて粉状にしたもので、建材や塗料をはじめ、様々な工業製品の充填材・増量剤、混和剤、結合材として使用されている。純粋なタルクはまれで、様々な鉱物が不純物として含まれており、アスベストを含有する場合がある。1986年に一部のベビーパウダーにアスベストが混入していることが明らかになり、大きく報じられたことがあるが、これはベビーパウダーに使用されていたタルクに、アスベストが混入していたためだった。ゴム工場では、製品同士がくっつかないように振りかける「打ち粉」として、またゴムに練り込んだりする(白色のゴムを製造する際)など様々な